

「建築士サポートセンター」開設のご案内
建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします！

建築士サポートセンターの概要

●サポートの流れ：

- ①申込者が事務局（鹿児島県住宅・建築総合センター）にサポートのお申込み
※国の予算の範囲内で実施するため、お待たせする又はお断りする場合があります。
- ②事務局が対応可能なサポート員を選定して日程等を調整
- ③サポート員が申込者から提出された図面等一式をあらかじめ確認
- ④サポート員から申込者に対して助言・指摘等を実施（事務局で対面又はWEBミーティング）

●サポート内容：

※以下のアドバイスを行います、これらは基準への適合性を確認するものではありません。

- ・確認申請図書の作成アドバイス（壁量計算、省エネ仕様基準適合）
- ・構造計算適合性判定（構造適判）の手続きアドバイス
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の手続きアドバイス
- ・住宅ローン減税に必要な適合証明書作成アドバイス

●サポート費用：無料（申込、WEBミーティングに係る通信費等は、申込者でご負担ください。）

●サポート期間：令和5年11月1日（水）～令和6年2月29日（木）

●サポート申込方法：「建築士サポート」申込書を持参、メール又はFAXで事務局までご提出ください。

TEL：099-224-4548 FAX：099-226-3970 E-mail：shinsa@kjc.or.jp（サポート担当者）

「建築士サポートセンター」のサポートの流れ

ステップ1 事務局にサポートをお申込み

事務局：（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター（サポート担当者） 〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-228

TEL：099-224-4548 FAX：099-226-3970 メール：shinsa@kjc.or.jp

※申請書類・図面等一式のご提出が原則ですが、これらの書類をご用意できない方も、法改正について分からないこと、不安なことがあれば、お気軽にご連絡ください。

事務局から、サポート申込受付確認及び申請書類・図面等一式の提出依頼のご連絡をします。

ステップ2 事務局に申請書類・図面等一式を提出

以下の申請手続き等について、申請書類・図面等一式を事務局にご提出ください。

- 確認申請図書の作成（壁量計算、省エネ仕様基準適合）
- 構造計算適合性判定（構造適判）の手続き
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の手続き
- 住宅ローン減税に必要な適合証明書作成 提出方法：持参・郵送・メール（データはPDFでお願いします）

※提出された資料は、原則としてお返ししません。

サポート員を決定し、サポート員が申請書類・図面等一式を、あらかじめ確認します。
申込者とアドバイスをを行う日程の調整を行います。

ステップ3 サポート員によるアドバイス

提出された申請書類・図面等一式についてサポート員がアドバイス（助言、指摘等）を行います。アドバイスは、対面又はWEBミーティングで行います。

対面の会場：鹿児島県住宅・建築総合センター又は、サポート員の指定する会場

WEBミーティングの方法：ZOOMミーティング又はサポート員の指定する方法